

第1回 町田市受益者負担の適正化検討委員会 議事要旨

日時	2025年9月18日(木曜日) 14時30分～16時20分
場所	町田市庁舎 9階 9-3会議室
出席者	<p>【委員】 前田 成東 委員長(東海大学政治経済学部 教授) 神山 和美 委員(株式会社日本経済研究所 総務本部長) 目時 壮浩 委員(早稲田大学大学院 会計研究科 教授)</p> <p>【事務局】 財務部財政課 課長 高野 財務部財政課 担当係長 増田 財務部財政課 担当係長 須藤</p>
議事内容	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 委嘱書交付3 委員紹介4 委員会概要説明5 委員長選任6 議題 (1) 受益者負担の適正化に関する基本方針(案)について7 事務連絡
配布資料	<p>【資料1】委員名簿 【資料2】町田市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱 【資料3】受益者負担の適正化に関する基本方針(改正案) 【資料4】受益者負担割合検討対象施設一覧 【資料5】見直しの周期の考え方 【資料6】料金改定スケジュール案 【資料7】受益者負担の適正化に関する基本方針(現行) 【資料8】施設別受益者負担割合一覧表</p>

【開会】

- ・事務局 高野から挨拶

【委嘱書交付】

- ・事務局から各委員に委嘱書を交付

【委員紹介】

- ・事務局から委員紹介
- ・各委員から挨拶

・事務局担当者自己紹介

【委員会概要説明】

・事務局から、資料2 町田市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱に沿って委員会の概要を説明

【委員長選任】

○事務局

要綱に従って委員長の選任をお願いします。

○神山委員

指定管理者の委員会でも委員長をしていただいているので前田先生にお願いしたいと思います。

○目時委員

是非お願いいたします。

○事務局

推薦がありましたが、よろしいでしょうか。

○前田委員長

お引き受けいたします。

○事務局

それでは、委員長を前田先生とさせていただきます。

【会議公開について】

○前田委員長

委員長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。まずは、本検討委員会の公開について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本検討委員会は、「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、公開の上で開催したいと考えております。本日傍聴を希望されている方は、いらっしゃいません。

○前田委員長

わかりました。それでは次第に沿って進行いたします。

【議題 受益者負担の適正化に関する基本方針(案)について】

○前田委員長

次第6 「受益者負担の適正化に関する基本方針(案)について」事務局から説明をお願いします。

<資料3から資料8について事務局から説明>

ありがとうございました。続きまして、意見交換に移りたいと思います。進め方として、最初に基本方針の総論について検討し、次に各論、章ごとの検討を行いたいと思います。基本方針の本文の検討のあと、資料4の受益者負担割合検討対象施設一覧について検討し、最後にその他示されている資料について意見交換を行いたいと思います。

【質疑】

○前田委員長

それでは、最初に、本基本方針に対する総論として、御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見>

○前田委員長

まず、この受益者負担適正化に関する基本方針は、市民が読むことを前提として作成するものでしょうか。

○事務局

基本的には、市民等にご覧いただくことを想定しています。また、府内に向けても、行政マネジメントの改善のため、本方針に基づいて使用料等を検討していただくことを想定しています。

○前田委員長

資料7の現行の基本方針について、市民から意見などはあるものなのでしょうか。

○事務局

2019年改定当時に市民等から問合せを受けたといった記録はありません。また、近年でこの基本方針について市民等から問合せを受けたことはございません。

○前田委員長

施設の使用料金についての意見はそれぞれ施設を担当している部署にあがっているのでしょうか。

○事務局

具体的な使用料等については各所管課に問合せがきているものと認識しています。また、市議会において、例えば体育館はあるべき受益者負担割合を100%の区分で設定しているのですが、町田市内で民間の体育館は無いのだから100%の区分は不適切ではないかという意見はいただいているます。

○前田委員長

改定案を作成されるにあたって他市の状況を確認しているかと思いますが、どういった自治体を参考にされていますか。

○事務局

多摩地域で方針を公開している自治体や隣接する相模原市・川崎市・横浜市、同規模自治体を中心に公開されている情報を参考にしました。

○前田委員長

では、各論について章ごとに順を追って議論をしたいと思います。まずは、資料1頁から2頁の「第1 基本的な考え方」について、御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見>

○神山委員

サービス原価の範囲の捉え方について、人件費や物件費といった費目を示していますが、直接費だけなのでしょうか、間接費を含むのでしょうか。

○事務局

現状は、基本方針や受益者負担割合の算定に係る運用においても、間接費の扱いについて明確に定めていません。

○神山委員

指定管理者が管理している施設であれば、指定管理者の直接的な人件費やそれをマネジメントする人件費は入っているけれど、それを管理する町田市の原課の人件費は入っていないということでしょうか。

○事務局

指定管理施設の人件費については、原課における職員人件費を算入しており、その事務事業に関わった人員数により人件費を按分して計算しています。

ですが、例えば、市の管理部門のコストや庁舎のコストなどまでは算入していません。

○前田委員長

考え方として重要ですが、職員人件費は、職員の年次により給料が異なるため正確に人件費を明確に算出するのは難しいですよね。

○目時委員

固定費の回収という側面では間接費も含めて考えるべきだと思いますが、主眼は固有の施設に係るコストをどのくらい負担していただくかというところなので、いわゆる間接費の部分は除き、直接費をいかに負担していただくかという考え方であるという認識でしょうか。

○事務局

職員人件費については先ほど申し上げたとおりですが、基本的にはその通りです。

○目時委員

減価償却費について、選択的かつ市場的という区分(あるべき受益者負担割合が100%の区分)のみ減価償却費を算入することになっていますが、固有の施設に関わるコストと考えるならば、特定の区分のみに加味する趣旨は何でしょうか。

○事務局

あるべき受益者負担割合を100%としていない施設については、行政目的がある公共施設の中でも、特に公共関与の必要性があるということで減価償却費を算入しないことにしています。

一方、議論も残っており、公共施設の場合、地域ごとに同種のサービスを提供しているため、減価償却費をコストに入れてしまうと、例えはある年度に改修工事等の資本的支出があるとそれを次年度以降の原価に反映させるということになります。そうすると、資本的支出のあった地域のコストが急激に上がって、他の地域との差が出てしまうことや、改修工事に係る費用が膨大であることから、そのコストまで含めるべきなのかという意見もあります。行政目的のある施設であれば、その基本的な維持管理に係るコストのみを対象とするほうが馴染むのではないかという考え方もあるかと思います。

○目時委員

投資が大きくなってしまうと、大規模な投資をした施設の受益者負担額が増えててしまうので、その観点でいうと、減価償却費を算入しないことも合理性を持つかもしれません。

○事務局

他市の事例をみると、減価償却費を入れているところも多いのは事実です。

○前田委員長

具体的にどこかの市で、減価償却費を原価としたことで受益者負担額が大幅に上がってしまったという事例はあるのでしょうか。

○事務局

具体的な事例は把握していませんが、各自治体の基本方針に、原価として減価償却費を含めることを明記しているところが多く、現在含めていない自治体についても、減価償却費を含めていないところを課題としているといった話も聞きます。

本日いただいた意見も参考に、もう少し検討をしたいと思います。

○前田委員長

この委員会のミッションではありませんが、長い目でみると公共施設の見直しというのは検討課題になると 思います。例えば複数の施設を合築すると、建物の一フロアだけとなるので原価は安くなるのでしょうか。

○事務局

現在も合築しているところはありますが、その場合は受益者負担の対象とならない部分は除いて計算しています。

○前田委員長

2頁の3、タイトルにサービス原価の削減とあり、本文にもサービス原価の削減に取り組む、5頁をみるとサービス原価の対象として人件費、物件費、維持補修費と記載されています。最低賃金の上昇や働き方改革が謳われる中で、人件費削減という風に誤解する人が生じる可能性がありますので、誤解されないように表現を検討されたほうがよいのではないでしょうか。

○目時委員

原価を削減することは対価としてのベネフィットを失うことを意味してしまいます。したがって、削減ではなく改善という表現に改めてはどうでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。検討させていただきます。

○前田委員長

それでは次に移ります。資料3頁から4頁の「第2 対象とする受益者負担」について御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見>

○神山委員

表現の問題ですが、1 種類の(3)分担金の説明について「当該事業によって利益受けるものから徴収するもの」と書かれていますが、地方自治法の記載は「当該事業によって特に利益を受けるものから徴収するもの」となっています。何か意図があつて変更しているのでしょうか。

○事務局

特別な意図はございませんので修正いたします。

○前田委員長

2 適用除外とあるが、例えば図書館は法律で利用料金をとることができないことになっていますが、適用除外のどの項目に該当するのでしょうか。

○事務局

基本方針は使用料等を徴するものを対象としているので、3頁の適用除外には該当していません。図書館は6頁の図2 サービス区分と受益者負担割合の①(適用除外)という部分に該当しますが、表現として混同する部分があるので検討させていただきます。

○前田委員長

本方針を一般市民向けに示すのであれば、対象外となる施設を列挙したほうがわかりやすいと思います。

○事務局

検討させていただきます。

○前田委員長

次に、資料5頁から7頁の「第3 使用料の受益者負担割合について」について、御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見>

○神山委員

「1 サービス原価に含める費用」で、選択的かつ民間で同種のサービスが提供されるものについては減価償却費を含めるとしていますが、一部のサービス区分にのみ減価償却費をいれるのでは、そうでないサービス区分との整合性がとれていないと思います。

○事務局

現行の基本方針においても、サービス区分IV、るべき受益者負担割合を100%としている施設についてのみ、サービス原価に減価償却費を含めることとしています。これは、2019年の改定の際に明確にしたもので、この際、公の施設は誰でも利用できる市民全体の財産であることから、投資的な支出である減価償却費は、基本的にはサービス原価に含めないこととし、るべき受益者負担割合を100%としたものについてのみ、採算性が認められることから減価償却費を含めることとしました。

○神山委員

「2 施設の性質に応じた負担割合の設定」について、サービス区分を分ける指標の「基礎的か」「選択的か」のところを、公共関与の必要性と説明されています。公共関与の必要性というと「市場的」か「非市場的」かという指標に関連性が高いと考えますが、例えばサービスの必需性といった説明のほうが適切ではないかと思いました。

○事務局

検討させていただきます。

○神山委員

「3 受益者負担割合の算定方法」について、運営費などサービス原価を対象として交付される補助金等はサービス原価から控除すると説明されていますが、補助金が政策的に廃止されたことがあった場合、受益者負担割合が大きく変わってしまう可能性があります。このことについてはどのように考えていますか。

○事務局

実態として、公の施設の運営費に補助金が入るということはほとんどないと考えていますが、受益者負担としては、実質的に市が負担するコストを対象とするべきという考え方のもと、経常的な補助金についてはサービス原価から控除することとしました。

○目時委員

サービス区分が現行の4区分から9区分になり、のこと自体は、きめ細かに設定することでより適切な受益者負担割合の設定に近づけるものだと認識しますが、「基礎的・選択的」「非市場的・市場的」の程度の判断について、「中間」がどのような位置づけなのでしょうか。定量的な定義は難しいとは思いますが、補足的な説明が必要であると思います。或いは、振り分けが難しくなるかもしれませんが9区分ではなく16区分としたり、現在の4区分のまとめるのも考えられないでしょうか。

○事務局

「中間」を定量的に定義するのは難しいと考えており、「基礎的・選択的」の判断は、相対的に公共関与の必要性がどの程度なのか、「非市場的・市場的」は相対的な収益性見込みを判断基準として、振り分けを行いました。資料4の、例えばNo1地域センターでは、地域住民が集う場所として使用する施設ですので、公共関与の必要性は比較的高いですが、必ずしもすべての人が利用するわけではないので、基礎的・選択的程度は「中間」と位置付けています。また、地域住民の利用を想定して各地域に設置していることから、民間事業者のように収益性の高い立地を選定するわけではなく、収益性は見込めないと判断し、「非市場的」としています。これに対して、No16の大地沢自然交流サイトは、宿泊施設であることから、主に余暇を充実させるためのサービスであり市が運営する公の施設の中においては相対的に行政関与の必要性が低く「選択的」、また宿泊施設やキャンプサイトといった同種の施設は民間でも広く提供されているため収益性が見込めるものと判断し「市場的」としました。

○前田委員長

4区分の場合、中間がないため、その施設が選択的か基礎的かの判断をしなければならなくなります。定義づけは難しいと思いますが、何か説明を考えていただいたほうが良いと思います。

○事務局

検討させていただきます。

○前田委員長

「5 営利目的で施設を使用する場合」について、入場料は無料だけれどグッズ販売をする場合は営利目的という判断するのでしょうか。

○事務局

現状で入場料を見る場合とそうでない場合で使用料を分けている施設はありますが、お示しいただいた場合の実際の対応については把握していませんので確認します。

○前田委員長

次に、資料8頁の「第4 手数料の受益者負担割合について」について、御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見> 無し

○前田委員長

次に、資料9頁、10頁の「第5 使用料・手数料の見直し」について、御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見>

○神山委員

「1 見直しの周期」に3か年の平均値により算定しますと記載されていますが、実態としてはどの程度の変動があるのでしょうか。単年度の修繕などによりばらつきが大きい場合は中央値という選択もあるのではないかと思います。

○事務局

資料8は市のウェブサイトで公表している2023年度施設別受益者負担割合一覧表ですが、施設ごとに傾向にはばらつきはあるものの、年度間での変動そこまで大きくないと認識しています。大規模な改修などは、投資的な経費として減価償却費で計上するため、サービス原価の対象となる場合でも平準化されます。また、新型コロナ感染症が拡大し、施設の稼働が著しく落ちた年度は除いて平均をとつており、資料8でいうと2020年と2021年度を除いた3か年として計算しています。今後も状況に応じた対応は必要だと考えています。

○前田委員長

次に、資料10頁の「第6 減額・免除について」について、ご意見・御質問はありますでしょうか。

＜御意見＞ 無し

○前田委員長

次に、資料4「受益者負担割合検討対象施設一覧」について、御意見・御質問は有りますでしょうか。

＜御意見＞

○目時委員

No23の施設付帯駐車場について、一律で100%から75%に変更をする形ですが、例えば資料8を見てても、駐車場で受益者負担割合が既に100%を超えているところもございます。施設に応じてあるべき受益者負担割合を決めるということは考えないのでしょうか。

○事務局

場所等により駐車場の利用率はまったく異なるため、施設毎に設定するというよりは、公共施設に付帯する駐車場の基本的な考え方として、施設利用者が使用することを想定して一律で75%としました。しかし、例えば、立地がよいため受益者負担割合が100%を超えており、使用料の引下げを検討しなければならない場合でも、周辺相場と整合している場合には一律で75%まで下げてしまうと民業を圧迫することも考えられるため、実際の使用料の検討にあたっては個別に検討していくものと考えています。

○目時委員

スポーツ施設について、体育館からグラウンドまではかなり非市場的というか代替の施設はないと思いますが、プールについては少し違うのかなと思います。プールを含めて受益者負担割合を考えてよろしいものか気になっているのですがいかがですか。

○事務局

プールについては、メガロスなど市内にあるにはあるが、供給量は多くないことから体育館・グラウンドと同じ扱いとしました。

○前田委員長

メガロスという話もありましたが私の感覚では、プールはトレーニングルームと同じように思いますが、人によって考え方は多様だと思います。

○事務局

例えば町田の中心市街地近くの方であればメガロスは通える範囲ですが、市全体で考えたときには民間サービスの提供がされにくくと言えると考えています。

最後に、本日のその他の資料について、御意見・御質問はありますでしょうか。

<御意見> 無し

○前田委員長

それでは、本日委員から示された意見については、次回の検討会までに事務局で検討いただきたいと思います。

【事務連絡】

○前田委員長

最後に次第7の「事務連絡」について、事務局からお願いします。

○事務局

次回の委員会の日程として、10月31日の金曜日 9時30分から12時までということで、委員の皆様にはお時間を頂戴しております。事務局では、本日いただいた意見を踏まえ、基本方針の改定案を再検討いたしますので、改めてご意見を頂戴できればと存じます。事務局からの事務連絡は以上です。

○前田委員長

次回は10月31日金曜日に開催します。改めて招集の通知をしますのでご参集お願ひいたします。本日は、長時間にわたる活発なご議論いただきましてありがとうございました。

それでは以上をもちまして、町田市受益者負担の適正化検討委員会を終了します。